

26 防犯ブザー貸出要綱

平成 21 年 11 月 9 日
公立大学法人島根県立大学理事長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、島根県立大学（大学院を含む。）及び島根県立大学短期大学部に在籍する学生（以下「本学学生」という。）に対して防犯ブザーの貸出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出の範囲)

第 2 条 防犯ブザー貸出対象者は、本学学生とする。

(貸出の申込)

第 3 条 防犯ブザーの貸出を申込する者（以下「申込者」という。）は、防犯ブザー貸出申込書（様式第 1 号）を、各キャンパス担当課に提出するものとする。

(貸出の決定及び貸出)

第 4 条 学長は、前条により申込書の提出があった場合は、キャンパスごとに防犯ブザーの貸出を決定することとする。

2 前項により貸出の決定があった場合は、事務局職員（松江、出雲キャンパスについては事務室職員）が本人確認の上、防犯ブザーの貸出をするものとする。

(貸出期間)

第 5 条 防犯ブザーの貸出期間は卒業年度の 2 月末までとし、事務局財務課（松江、出雲キャンパスについては事務室管理課）に返却する。

(貸出品の保全)

第 6 条 使用者は貸出品を保全するために必要に応じて作動確認を行うものとする。

2 電池は使用者各自で交換するものとする。

(賠償責任)

第 7 条 故意または重大な過失により防犯ブザーに損害を与えた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(管理)

第 8 条 防犯ブザーの貸出状況については、キャンパスごとに貸出一覧表（様式第 2 号）により管理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、防犯ベル貸出に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 9 日から施行する。

